

令和3年度

事業計画書及び収支予算書

公益財団法人 駿東勤労者福祉サービスセンター

はじめに

公益財団法人 駿東勤労者福祉サービスセンターは、御殿場市、裾野市、駿東郡長泉町、駿東郡小山町の2市2町(以下「構成市町」という。)の中小企業に働く勤労者と事業主の福利厚生を増進を図ることを目的とし、平成8年に設立、平成13年に財団法人、平成25年4月から公益財団法人となりました。

公益財団法人移行後8年が経過し、これまでの間、働く方の「充実」・「ゆとり」・「豊かさ」を追求し、幅広い事業を展開し会員の皆様に、好評を得ることができていると考えています。

さて、国の経済情勢を見ますと、新型コロナウイルス感染の広範かつ長期化の影響により、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、中小企業においては、アフターコロナ、ウィズコロナの時代を迎える上で、人手不足と経営者の事業継承が課題として掲げられているところです。

国では、暮らし方そのものを考え直し、健康で働く職場環境の整備と共に、余暇活動を生み出すなどの「働き方改革」を推し進めています。

このことは、当地域に根差す「ベネフィ駿東」の存在感を示す大きなチャンスであり、会員に対し福利厚生面でお手伝いをさせていただくことで、中小企業の振興と発展に寄与することとなります。

当センターの令和3年3月1日現在の事業所数は790、会員数4,666人と増加傾向にあるものの、更なる新規会員の加入拡大に取組み、会員に提供する割引斡旋やイベント事業の充実に向けて取り組んでいかなければなりません。

さて、令和3年度の事業目標は、コロナ禍の影響により、バスツアーや参加人数の多いイベントに替えて、会員企業による地場産商品の斡旋や飲食の割引など創意工夫し提供してまいります。

また、今年1月から利用開始し、会員とご家族が3万以上のサービスの中からいつでも、どこでも、何度でも、使いたい時に利用できる「ベネフィット・ステーション」の利用拡大を図るため、操作方法等の情報提供を行ってまいります。

今後、30周年先、40周年先を見据え、中小企業に勤める皆様の働く意欲を増進し、そこに働く皆様の雇用の定着と安定を計り、中小企業のより一層の発展と働く皆様の充実した生活づくりを支えてまいります。

令和3年度 事業計画書

1 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に資する事業(定款第4条第1号)

会員の皆様が、宿泊施設及びレジャー施設の利用、スポーツ観戦、映画鑑賞などを行うことにより心身をリフレッシュすることを助成するほか、文化芸術に接することにより自己啓発及び生涯学習を支援することを目的とした助成等に関する事業を行います。

事業名	内 容
余暇活動支援事業	<p>1 余暇活動の実施</p> <p>会員とその家族の余暇が充実し有意義なものとなるように、一般の方も参加可能なバスツアーや、現地集合での事業、また、旅行社が企画するツアーを紹介する。会員には、安価な価格で参加していただき、会員間の親睦を図ると共に、余暇の充実を目指す。</p> <p style="margin-left: 40px;">5月 箱根三社めぐり（現地集合）【沼津市・清水町勤労者共済会合同】</p> <p style="margin-left: 40px;">7月 ビール好き会員集まれ！！</p> <p style="margin-left: 40px;">8月 伊豆三津シーパラダイス夜間貸し切り（現地集合） 【沼津市・清水町勤労者共済会合同】</p> <p style="margin-left: 40px;">年間 推奨ツアー補助（旅行社企画ツアー）</p> <p style="margin-left: 40px;">未定 コロナ感染状況により、バスツアーなど事業追加あり</p>
	<p>2 レジャーリゾート施設利用補助券の配布</p> <p>東京ディズニーリゾート(東京ディズニーランド、東京ディズニーシー)のパークチケットを購入するときに利用できる補助券を発行する。また、これらの施設における各種割引情報を提供する。</p> <p>【コーポレートプログラム利用券】</p> <p>下記施設において、会員:1,000円、登録家族:1,000円の額が支払時に差し引かれ、その額をサービスセンターが補助し、後日清算する (会員と登録家族人数分年2回発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京ディズニーランド チケットブース ・東京ディズニーシー チケットブース 他
	<p>3 宿泊施設利用助成</p> <p>会員が心身ともにリフレッシュでき余暇活動が充実した有意義なものになるよう、家族旅行及び職場旅行に対し、全国どこの施設でも宿泊したときは会員2,000円、その家族1,000円の助成金を支給する。 (年度内1回限り支給)</p>
	<p>4 各種食事券等の斡旋販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チケット斡旋 ・外でご飯 or テイクアウト ・新理美容室、エステ・マッサージ特別クーポン券 ・御殿場高原時之栖クーポン券 <p>※その他、会報誌に掲載</p>
	<p>5 物品の斡旋販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品の干し芋、トマト等の斡旋 ・クリスマスケーキ特別クーポン券 <p>※その他、会報誌に掲載</p>

余暇活動支援事業	<p>6 サービスセンター特約店の拡大 物品購入の際、サービスセンター会員証を提示することにより各種特典、割引が受けられるサービスセンター特約店の普及拡大を図る。</p>
自己啓発及び支援事業	<p>7 各種自己啓発教室等の主催 会員とその家族の余暇活動が有意義なものになるよう充実させ文化・芸術活動等の各種教室を開催することにより、自己啓発の促進を推進する。</p> <p>10月 終活セミナー 11月 味噌づくり教室 未定 コロナ感染状況により、事業追加あり</p>
自己啓発支援及び余暇活動支援に係る事業	<p>8 施設利用券の配布 会員が心身ともにリフレッシュでき余暇活動が充実した有意義なものになるよう、各施設の利用料を補助する。</p> <p>【サンリオピューロランド(休日パスポート)】 ・大人(18歳以上) 3,900円 ⇒ 3,400円 ・小人(3歳～17歳) 2,800円 ⇒ 2,300円</p> <p>【横浜・八景島シーパラダイス】ワンデーパス ・大人・高校生 5,500円 ⇒ 4,400円 ・小学・中学生 3,900円 ⇒ 3,000円 ・幼児(4歳以上) 2,200円 ⇒ 1,600円</p> <p>【東京サマーランド(夏季1DAYパス)】 ・大人(18歳以上) 3,600円 ⇒ 3,200円 ・小学生 2,500円 ⇒ 2,000円 ・幼児・シニア 1,800円 ⇒ 700円</p> <p>【富士急ハイランド】 ・大人(18歳以上) 6,200円 ⇒ 5,700円 ・中人(中・高校生) 5,700円 ⇒ 5,200円 ・小人(7～11歳) 4,500円 ⇒ 4,000円 ・幼児・シニア 2,100円 ⇒ 1,700円</p> <p>【スノータウンイエティ(土休日)】 ・大人(中学生以上) 4,000円 ⇒ 3,000円 ・小人・シニア 3,000円 ⇒ 2,000円</p> <p>【日本平動物園】 ・一般(高校生以上) 620円 ⇒ 320円</p> <p>【伊豆アニマルキングダム】 ・大人(中学生以上) 2,500円 ⇒ 1,900円 ・小人(4歳～小学生) 1,250円 ⇒ 800円</p> <p>【映画鑑賞券取扱い映画館】 ・ジョイランドシネマ三島、シネプラザサントムーン、シネマサンシャイン沼津、シネマサンシャインららぽーと沼津</p> <p>【美術館入館券取扱い】 ・佐野美術館、箱根ラリック美術館、箱根ガラスの森、ベルナールビュフェ美術館、MOA美術館、箱根美術館など</p> <p>【温泉施設】 ・あしがら温泉、天然温泉ざぶ〜ん、南海薬草館、オアシス御殿場、富士八景の湯、御胎内温泉健康センター、ヘルシーパーク裾野万葉の湯、箱根湯寮、龍宮殿本館、極楽湯 三島店など</p> <p>【その他】ヘルス&ビューティ、理容室・美容室、食事、お買い物</p>

自己啓発支援及び 余暇活動支援に 係る事業	9 ベネフィット・ステーションの利用拡大 (株)ベネフィット・ワンが提供する全国規模のサービスメニュー（ベネフィット・ステーション）の一部を導入し、利便性の向上と、広範囲なサービスメニューを提供します。
-----------------------------	--

2 生活安定事業及び財産形成に資する事業(定款第4条第2号)

中小企業退職金共済制度の紹介を行います。

事業名	内容
生活安定及び財産 形成に係る事業	1 中小企業退職金共済制度の普及促進 独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業(中退共)が運営する中小企業のための国の退職金制度「中小企業退職金共済制度」の普及促進、情報提供及び取扱事務を行う。

3 健康維持増進に資する事業(定款第4条第3号)

会員の皆様に対し、健康の増進を目的としたスポーツ大会事業の開催、各種スポーツ施設利用補助及び健康管理促進を目的として人間ドックを受検した際にその費用の一部を助成する事業を行います。

事業名	内容
健康維持増進に 係る事業	1 人間ドック・脳ドック受診利用助成金の支給 健康保険が適応されない人間ドック・脳ドック受診料の自己負担額に対し、上限10,000円を助成「対象者:会員40歳以上本人(年度内1回限り支給)」
	2 インフルエンザ予防接種の補助 会員:1,000円 家族:500円/人 (計3名まで)
	3 ①スポーツ教室、スポーツジム、スポーツ施設利用の補助 会員:2,000円(年度1回)

<p>健康維持増進に係る事業</p>	<p>4 スポーツ施設利用補助の実施 健康及び活力の維持増進のため、スポーツ施設と契約を締結し、安価な料金で施設を利用できるようにする。</p> <p>【ゴールドジム御殿場静岡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジター料金(利用券) 2,750 円 → 1,350 円 <p>【東名カントリークラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カートセルフ(利用券) 13,960 円 → 11,700 円 ・キャディ5人乗りカート 16,552 円 → 14,200 円 <p>【富士平原ゴルフクラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用セルフ平日(会員証) 10,500 円 → 9,800 円 <p>【御殿場市総合体育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室参加回数券(利用券) 3,300 円 → 2,800 円 ・教室参加回数券(利用券) 1,650 円 → 1,250 円 ・テニスコート(利用券) <p>【ジョイランドボウル みしま店、原店、宝塚店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボウリング(利用券) 1 ゲーム 50 円引 <p>【御殿場パークレーンズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボウリング(会員証) 1 ゲーム大人平日 600 円 → 400 円
	<p>5 健康及び活力の維持増進のため、プール割引利用券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東富士スイミングクラブ(利用券) 1,620 円 → 500 円 ・ふれあいプール玉穂(利用券) ・三島市民温水プール ・ウェルピアながいずみ温水プール
	<p>6 健康及び活力の維持増進のためのゴルフ練習場の利用券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョイランド江原・大仁 ・神場ゴルフセンター ・その他
	<p>7 健康及び活力の維持増進並びに会員間の親睦を図るためのスポーツ大会の主催及び開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベネフィ駿東杯ゴルフ大会 (年 1 回) ・静岡県共済会合同ゴルフ大会 (年1回)
	<p>8 健康講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未定

4 中小企業勤労者等の共済給付に関する事業(定款第4条第4号)

(1) 全福ネット共済

共済事由		内容	給付金額(円)	
祝金	会員の還暦祝	会員が満60歳を迎えたとき	10,000	
	会員の銀婚	会員が婚姻後満25年を迎えたとき	10,000	
	会員の珊瑚婚	会員が婚姻後満35年を迎えたとき	10,000	
	会員の金婚	会員が婚姻後満50年を迎えたとき	10,000	
	勤続祝金	満10年	会員の勤続年数が満10年を迎えたとき	10,000
満20年		会員の勤続年数が満20年を迎えたとき	20,000	
満25年		会員の勤続年数が満25年を迎えたとき	20,000	
満30年		会員の勤続年数が満30年を迎えたとき	30,000	
死亡保険金	疾病による死亡	65歳未満会員が疾病により死亡したとき	400,000	
		65歳以上会員が疾病により死亡したとき	200,000	
	不慮の事故による死亡	会員が不慮の事故により死亡したとき	600,000	
	交通事故による死亡	会員が交通事故により死亡したとき	1,000,000	
	配偶者	会員の配偶者が死亡したとき	50,000	
	子(子の配偶者も含む)	会員の子、又は子の配偶者が死亡したとき	50,000	
	親(配偶者の親も含む)	会員の親、又は配偶者の親が死亡したとき	10,000	
住宅災害による同居の親族の死亡	住宅災害により会員の同居する親族が死亡したとき	10,000		
住宅災害保険金	火災等	損害の程度	50%以上	300,000
			30%以上50%未満	210,000
			20%以上30%未満	150,000
			20%未満	60,000
	自然災害	損害の程度	70%以上	90,000
			20%以上70%未満	45,000
			20%未満	9,000
	床上浸水		18,000	
後遺障害保険金	疾病による重度障害	65歳未満会員が疾病による後遺障害となったとき	400,000	
		65歳以上会員が疾病による後遺障害となったとき	200,000	
	不慮の事故による後遺障害(上限額)	会員が不慮の事故による後遺障害となったとき(上限)	600,000	
	交通事故による後遺障害(上限額)	会員が交通事故による後遺障害となったとき(上限)	1,000,000	

(2) サービスセンター独自共済

共済事由		内容	給付金額(円)
祝金	会員の結婚	会員が婚姻したとき	10,000
	会員の子の出生	会員又は配偶者が出産したとき	10,000
	会員の成人祝(満20歳)	会員が満20歳を迎えたとき	10,000
	会員の子の小学校入学	会員の子が小学校に入学したとき	10,000
傷病見舞金	休業	14~29日	10,000
		30~59日	20,000
		60~89日	25,000
		90~119日	30,000
		120日以上	50,000

そ の 他	<p>1 人との出会いの場の提供(事業掛金負担者には参加費の利用補助を行う) イベント事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新大抽選会 ・趣味探しに関する情報提供
	<p>2 会員事業所の担当者を対象に説明会等を行う。 提出書類等の説明など</p>
	<p>3 会員の加入促進活動</p> <p>① 入会勧誘</p> <p>ア) 説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体の会合等の場に出向き入会促進を行う。 <p>イ) 事業所訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が制度内容を説明し、入会の勧誘を行う。 <p>ウ) 会員拡大報奨支給の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の紹介した事業所が、新たにサービスセンターに加入した場合、紹介した会員に対し、報奨品を支給する。 <p>② 広報・宣伝活動の拡大</p> <p>ア) サービスセンターの知名度アップを目指し、各種の広告・PR活動を積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を開催した際の会員以外への広報活動 ・情報誌への広告掲載 ・2市2町内の掲示板、生涯学習センターや商工会議所等への会報誌の設置 ・ポスター、パンフレットの設置
	<p>4 情報提供・収集等</p> <p>ア) 会報誌「Best of Life ・イベント情報」発行(年6回) 号外発行</p> <p>イ) インターネット等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存会員へのサービスや新規事業所獲得に繋げるため、ホームページの掲載内容をタイムリーに更新し、情報提供を行う。 <p>ウ) Web(パソコン、スマホ)申込みの利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月から運用開始し、手軽に申込みができるようになった斡旋やイベント等の申込みをより普及させるため、操作方法等の情報提供を行う。 <p>エ) ベネフィット・ステーションの利用拡大を図るため、操作方法等の情報提供を行う。</p> <p>オ) 中小企業勤労者のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会報誌やホームページ、事業を通じてアンケートを実施し、勤労者のニーズの把握に努める。
	<p>5 他団体との連携</p> <p>ア) 全福センターとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当センターのサービス向上に資するため、全福センター及び傘下の他団体から情報を収集する。 <p>イ) 他団体との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内及び他地区の団体と緊密な情報交換を行い、事業の充実を図る。 <p>ウ) 他団体との事業連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当センターのサービス向上に資するため、他の団体と連携し事業の充実を図る。

そ の 他	<p>6 収益事業等への取り組み サービスセンターの自立、安定した財政基盤確立のため、会報誌への広告掲載やチラシの折込み、物資斡旋などによる自主財源の確保に努める。</p>
-------	--

I <重点事項>

- 1 公益法人として、事業掛金負担者(会員)以外の勤労者にも積極的に情報提供と参加の呼び掛け
- 2 勤労者のニーズに則したサービスの提供
- 3 会員の拡大
- 4 財政基盤の確立

II 目標会員数

- 1 令和3年度末目標会員数 4,800 人

《会員の推移》

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末	R2 年度末 (見込)
4,090 人	4,332 人	4,347 人	4,488 人	4,585 人	4,653 人	4,680 人

III 会議等

1 役員会等

- ① 令和2年度監査 4月20日(火)午後3時から
- ② 第1回理事会 5月12日(水)午後3時から(事業報告、決算の審議等)
3月(事業計画、予算の審議)ほか適時開催
- ③ 定時評議員会 5月28日(金)午後3時から(定時評議員会)のほか、適時開催
- ④ 第2回理事会 同日 午後4時30分から(理事長等の選出等)
- ⑤ 役員合同会議(理事、監事及び評議員による会員拡大の推進) 7月
- ⑥ 事業所事務担当会議 10月頃
- ⑦ 先進地視察研修会 11月

2 会議及び研修等への出席

会議・連絡会

- ・全国中小企業勤労者福祉サービスセンター主催業務運営連絡会
- ・静岡県勤労者福祉共済団体連絡会
- ・東部地区勤労者福祉共済団体連絡会